

北上市教育委員会訓令第3号

事務局及び教育機関

北上市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月27日

北上市教育委員会教育長 船 田 浩

北上市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令

北上市教育委員会代決専決規程（平成3年北上市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(代決及び指定代決の表示)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(後閲)</p> <p>第7条 代決した事項については、あらかじめ指示されたものを除き「要後閲」と朱書し、速やかに上司の後閲を受けな</p>	<p>(代決及び指定代決の表示)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、情報システム（北上市情報管理運用規則（平成17年北上市規則第76号）第2条第9号に規定する情報システムをいう。以下同じ。）により代決し、又は指定代決をする場合にあっては、朱書することを要しない。</u></p> <p>—</p> <p>(後閲)</p> <p>第7条 代決した事項については、あらかじめ指示されたものを除き「要後閲」と朱書し、速やかに上司の後閲を受けな</p>

ればならない。

別表第1（第9条、第10条関係）

1 教育部等に共通する事務

事務の種類	教育部長の専決事項	課等の長の専決事項
[略]		
教育財産の使用許可	[略]	10日以内の使用許可及び前年度と申請内容を変えずに継続して使用するものの許可
[略]		

2～4 [略]

別表第2（第10条関係）

1～6 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

ればならない。ただし、情報システムにより代決した事項にあつては、この限りでない。

別表第1（第9条、第10条関係）

1 教育部等に共通する事務

事務の種類	教育部長の専決事項	課等の長の専決事項
[略]		
教育財産の使用許可	[略]	10日以内の使用許可及び既に受けている使用許可と内容を変えずに継続して使用しようとする使用申請に係る使用許可
[略]		

2～4 [略]

別表第2（第10条関係）

1～6 [略]

7 北上平和記念展示館長の専決事項

- (1) 北上平和記念展示館資料の保管、展示及び貸出し
- (2) 施設の防火計画の樹立及び防火管理並びにその取締り